

議員提出議案第11号

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための
法律の制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年12月16日 提出

守谷市議会

議長 松丸修久様

提出者 都市経済常任常任委員会
委員長 市川和代

平成 年 月 日 原案 決

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための 法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、守谷市議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、下記のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

2R（リデュース・リユース）の環境教育を強化し、リユースを普及するために、様々な環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

茨城県守谷市議会

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

環境大臣

経済産業大臣

農林水産大臣

厚生労働大臣

財務大臣

消費者庁担当大臣

提案理由（議員提出議案第11号）

提案の理由を申し上げます。

容器包装リサイクル法は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、守谷市議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めるものであります。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。